

○武蔵野市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法又は東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、武蔵野市(以下「市」という。)の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに市民文化の向上に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体を成してその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょうその他の名勝地で、芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(文化財保護委員)

第3条 文化財の保存及び活用に関して、武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問にこたえ、又は意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行なうため、教育委員会に文化財保護委員（以下「委員」という。）12名以内を置く。

（委嘱、任期）

第4条 委員は、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、委嘱の日から起算する。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（指定）

第5条 教育委員会は、文化財のうち、市の区域内に存するもので、市にとって特に重要なものを武蔵野市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。

（1）次号に規定する文化財以外の文化財については、所有者及び権原に基づく占有者がある場合は、その占有者（以下「所有者等」という。）

（2）無形文化財及び民俗文化財のうち無形のものについては、その保存にあたっている者（以下「保持者」という。）

（市指定文化財の種別）

第6条 市指定文化財は、次に掲げるとおりとする。

（1）市指定有形文化財（有形文化財のうちから指定したもの）

（2）市指定無形文化財（無形文化財のうちから指定したもの）

（3）市指定有形民俗文化財（民俗文化財のうちから指定した有形のもの）

（4）市指定無形民俗文化財（民俗文化財のうちから指定した無形のもの）

(5) 市指定史跡(記念物のうちから史跡として指定したもの)

(6) 市指定名勝(記念物のうちから名勝として指定したもの)

(7) 市指定天然記念物(記念物のうちから天然記念物として指定したもの)

(解除)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市指定文化財の指定を解除する。

(1) 市指定文化財が滅失したとき。

(2) 市指定文化財が著しくその価値を失ったとき。

(3) 市指定文化財が市の区域外に移ったとき。

(4) 市指定文化財が法第27条、第71条、第78条若しくは第109条の規定による指定若しくは法第110条の仮指定又は都条例第4条、第20条、第26条若しくは第33条の規定による指定を受けたとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、教育委員会が適当と認める理由のあるとき。

(指定及び解除の審議)

第8条 教育委員会は、第5条及び前条の規定により市指定文化財の指定又は指定の解除をしようとするときは、委員に諮問しなければならない。

(告示、通知及び指定書の交付等)

第9条 第5条の指定をしたときは、教育委員会はその旨を告示し、所有者等又は保持者(以下「管理者」という。)に通知するとともに、管理者に指定書を交付しなければならない。

2 第7条の指定の解除をしたときは、教育委員会はその旨を告示し、管理者に通知しなければならない。

3 管理者は、前項の通知を受けたときは、30日以内に指定書を教育委員会に返付しなければならない。

4 指定及び指定の解除は、第1項及び第2項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

(保存地域の設定)

第10条 教育委員会は、市指定文化財(市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財を除く。次条において同じ。)のうち、その保存のため必要があると認めるものについては、所有者等の同意を得て、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(標識等の設置)

第11条 教育委員会は、市指定文化財について、所有者等の同意を得て、これに必要な標識等を設置し、所有者等に管理させることができる。

(注意義務)

第12条 市指定文化財の管理者は、当該市指定文化財の管理及び活用について、常に善良な注意を払わなければならない。

(管理責任者)

第13条 市指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、自己に代わりその市指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

2 市指定文化財の所有者等は、正当な理由があるときは、管理責任者を変更し、又は解任することができる。

3 前2項の規定により管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、市指定文化財の所有者等は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 管理責任者には、前条の規定を準用する。

(権利義務の継承)

第14条 市指定文化財の管理者に変更があつたときは、変更後の管理者は、この条例又はこれに基づいて発する教育委員会規則若しくは教育委員会の指示若しくは処分による変更前の管理者の権利義務を継承する。

(届出事項)

第 15 条 市指定文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 市指定文化財について、権原の移動が生じたとき。
- (2) 市指定文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- (3) 管理者又は管理責任者の氏名、名称又は住所を変更したとき。
- (4) 市指定文化財の保存上、考慮すべき事態が予知されるとき。
- (5) 市指定文化財の保存の方法を変更したとき。
- (6) 市指定文化財を修理し、又は復旧しようとするとき。

(許可事項)

第 16 条 市指定文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 市指定文化財の現状を変更しようとするとき。
- (2) 市指定文化財の所在地を変更しようとするとき。

(経費の負担)

第 17 条 市指定文化財の管理、修理又は復旧(以下「管理等」という。)に要する経費は、管理者の負担とする。ただし、管理等に多額の経費を要し、管理者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充てさせるために市は管理者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項ただし書の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として、管理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、指揮監督をすることができる。

3 市は、第1項ただし書の規定により補助金の交付を受ける市指定文化財の管理者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この条例又はこれに基づいて発する教育委員会規則若しくは教育委員会の指示に違反したとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第18条 前条第1項ただし書の規定により補助金の交付を受けた市指定文化財を有償で他人に譲り渡したときは、所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、次項に規定する金額から、当該補助に係る管理等が行われた以後管理等のために自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、市指定文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情のある場合は、市は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

2 前項の「次項に規定する金額」とは、前条第1項ただし書の規定により交付された補助金の額を、補助に係る管理等を行った当該市指定文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、その耐用年数から管理等を行った日から有償譲渡の日までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(公開)

第19条 教育委員会は、市指定文化財の管理者に対し、6か月以内(市指定無形文化財又は市指定無形民俗文化財にあつては、20日以内)の期間に限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、市指定文化財の提供を勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定文化財の管理者に対し、3か月以内(市指定無形文化財又は市指定無形民俗文化財にあつては、10日以内)の期間に限って、当該市指定文化財の公開を勧告することができる。

- 3 第1項の提供のために要する経費は市の負担とし、前項の公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により市指定文化財が提供されたときは、その職員のうちから管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 5 第1項の規定により提供したことに起因して、市指定文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、その管理者に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、管理者の責に帰すべき理由又は天災等により滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(報告)

第20条 教育委員会は、必要があると認めるときは管理者に対し、市指定文化財の現状又は管理等の状況につき、報告を求めることができる。

(記録の作成)

第21条 教育委員会は、国、都又は市が指定した文化財以外の文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、若しくは保存し、又は適当な者に対し、その記録の作成若しくは保存をさせることができる。

(罰則)

第22条 市指定文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

2 第16条の規定に違反した者は、5千円以下の過料に処する。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の第5条第1項及び第6条の規定により次の表の左欄に掲げる市文化財として指定されているものは、改正後の第5条第1項及び第6条の規定によりそれぞれ同表の右欄に掲げる市指定文化財として指定されたものとみなす。

市重宝	市指定有形文化財
市郷土資料のうち民政に関する文献及び金石文等に係るもの	
市技芸のうち工芸技術に係るもの	市指定無形文化財
市郷土資料のうち生活、生業、風習等の推移を示す有形の民俗資料に係るもの	市指定有形民俗文化財
市技芸のうち郷土芸能に係るもの	市指定無形民俗文化財
市史跡	市指定史跡
市天然記念物	市指定天然記念物

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第9条第1項の規定により交付されている指定書は、改正後の第9条第1項の規定により交付された指定書とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第11条の規定により設置されている保存施設は、改正後の第11条の規定により設置された標識等とみなす。